

議案第46号

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和4年6月2日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、提案するものであります。

専決処分の承認について

別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

調布市長 長 友 貴 樹

調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市都市計画税賦課徴収条例（昭和31年調布市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第5項中「100分の5」を「100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」に改める。

附則第16項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。